

# 任意継続組合員資格取得申出書

共済組合決裁欄		
事務局次長	係長	係員

任意継続組合員となることを希望される方は、裏面の申出についての注意事項をご一読のうえ、太線枠内を記入してください。

記号 (数字1桁又は2桁)	※記号は、在職時の所属を下記より選択して、番号を記入してください。 1:市長部局(局・区・消防等) 89:共済組合 90:天王寺動物園 91:博物館機構 93:水道局 95:水防事務組合 97:病院機構 98:環境施設組合		
番号 (職員番号)		退職時の標準報酬月額 (不明時は記入不要)	第 級 円
退職年月日	令和 8 年 3 月 31 日		
掛金納付方法 (希望する納付方法の番号を○で囲んでください。)	<p>掛金の納付は、当組合が指定する銀行口座への振込になります。 ※振込手数料は振込人においてご負担をお願いします。</p> <p>① 毎月納付 (年12回払い 4月~3月分)</p> <p>② 6ヶ月分一括前納 (年2回払い 4月~9月分・10月~3月分)</p> <p>③ 12ヶ月分一括前納 (年1回払い 4月~3月分)</p>		

大阪市職員共済組合理事長様

上記のとおり申し出ます。

記入日	令和 年 月 日
住 所	※送付先として使用します。現住所をご記入ください。 変更予定がある場合は、別途、「任意継続住所変更兼給付金受取口座変更届」をご提出ください。 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>
(フリガナ)	
氏 名	( 　 才)
生年月日	昭和・平成 年 月 日
電話番号	( ) -

共済組合使用欄			
前歴共済組合員期間	年 月 日 ~ 年 月 日	喪失前異動	有・無
任継加入前組合員期間	年 月 日 ~ 年 月 日	受付日	
資格確認書等回収状況	所属・窓口・未回収・交付なし( )		
マイナ	00:有・無 21:有・無 31:有・無 32:有・無 :有・無 :有・無 :有・無 :有・無	高 限 特	
情報通知書等送付日	通( / ) 確( / )		

## 申出についての注意事項

この申出書は、任意継続組合員の資格取得を希望する際に、退職日の翌日から19日以内に当組合に提出するものです。また、退職日が決まり次第、退職日前でも提出いただけます。

### 1. 任意継続できる方

退職日の前日までに継続して1年以上の組合員期間がある方。

※当組合以外での継続した共済組合加入期間がある方を含みます。

また、申出書を提出する際に当組合以外の共済組合加入期間（資格取得日及び資格喪失日）がわかる書類（資格取得証明書、資格喪失証明書、共済加入期間証明書等）の添付が必要です。

例：3月31日に大阪市以外の自治体等を退職、4月1日に大阪市採用（当組合加入）  
1日も空けずに期間が継続している場合に限ります。

### 2. 掛金納付期限

掛金の納付は、当組合が指定する銀行口座への振込になります。掛金の口座自動振替はできません。また、振込手数料は振込人においてご負担をお願いします。

#### （1）初回納付

退職日の翌日から19日以内（土日祝の場合は翌営業日）

#### （2）2回目以降の納付（毎月払い・6カ月分一括前納）

対象月の前月末まで（土日祝の場合は翌営業日）

例）10月掛金の納付期限：9月30日

### 3. 被扶養者認定

退職時点での被扶養者情報を引継ぎます。

就職等により被扶養者の認定要件を満たさなくなった方については、減員の届出が必要となりますので、すみやかに当組合までご連絡ください。

### 4. 資格確認書等

#### （1）在職中の資格確認書等

在職中に当組合から交付された資格確認書、高齢受給者証（70歳以上の方のみ）、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証および特定疾病療養受療証については、退職日の翌日以降は使用できません。退職後は、すみやかに返却してください。

#### （2）任意継続組合員資格取得後の資格確認書等

マイナ保険証の利用登録をされていない組合員及び被扶養者には、本人からの申請によらず資格確認書を交付します。また、資格確認書は、掛金の納付確認後に任意継続組合員資格取得申出書に記載された住所へ簡易書留にて送付します。

#### （3）マイナ保険証

マイナ保険証の反映は、「資格情報通知書」の通知をもってお知らせしておりますが、マイナポータルにおいて、新しい記号（任意継続の場合は99）と番号、資格取得年月日に変更されている場合は、当組合からの通知を待たずにマイナ保険証を利用いただけます。

必ず、ご自身でマイナポータルの健康保険情報が切り替わっていることをご確認のうえで、医療機関等を受診いただくようお願いします。

### 5. 給付金等の振込口座

当組合からの医療費の返還や給付金等を振り込むための組合員の口座情報は、在職時の口座情報を引継ぎます。

在職時の口座から別の口座に変更する場合は、別途、「任意継続住所変更兼給付金受取口座変更届」をご提出ください。

### 6. 任意継続中の住所変更

任意継続中に住所変更が生じた場合は、すみやかに「任意継続住所変更兼給付金受取口座変更届」をご提出ください。